

三見区域
(山口県漁業協同組合の地区のうち秋市
三見の地域)

- 1 主として底びき網を使用して営む漁業及び大型定置網漁業
- 2 総トン数十トン未満の漁船により、主として沖建網を使用して営む漁業
- 3 総トン数十トン以上の漁船により、主として沖建網を使用して営む漁業
- 4 3から3までに掲げる漁業以外の漁業

三見区域
(山口県漁業協同組合の地区のうち秋市
三見の地域)

- 1 主として底びき網又は沖建網を使用して営む漁業及び大型定置網漁業
- 2 及び大型定置網漁業以外の漁業

山口県告示第百八十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成七年山口県告示第七百六十四号)の一部を次のように改正する。

平成三十年八月三日

山口県知事 村岡 嗣政

道祖地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた区域

郡名	町名	大字名 (町名)	字名	地番	標柱番号
玖珂郡	和木町	和木三丁目	道祖	一一八の二	一号
〃	〃	〃	〃	一一六の二	二号
〃	〃	〃	〃	一一六の二	三号
〃	〃	〃	〃	一一六の二	四号
〃	〃	〃	〃	一一二	五号
〃	〃	〃	〃	一一〇	六号
〃	〃	〃	〃	一一〇	七号
〃	〃	〃	〃	二四四〇	八号
〃	〃	〃	〃	二四三七の一	九号
〃	〃	〃	〃	一二五の二地先	十号

を

に改める。

山口県告示第百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第三百五十号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年八月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る区域の名称

豊北町栗野(二)(7)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第百六十六号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年八月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る区域の名称

上田中町(一)4、彦島角倉町(一)1

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第百九十三号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年八月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る区域の名称

錦見(一)13、南岩国町(一)41、室の木町(一)20、門前町(一)6

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第百九十九号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年八月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る区域の名称

深川湯本(一)59

二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成三十年八月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 区域の名称

上田中町(一)14、彦島角倉町(一)1

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

豊北町栗野(二)7

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災

危機管理課に備え置いて縦覧に供する。

- 一 区域の名称
錦見(一)13、南岩国町(一)41、室の木町(一)20、門前町(一)6
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
深川湯本(一)59
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第三百五十一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年八月三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称
豊北町栗野(二)7
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第二百六十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年八月三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称
上田中町(一)14、彦島角倉町(一)1
- 二 解除に係る区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百九十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第三百九十四号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年八月三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称
錦見(一)13、南岩国町(一)41、室の木町(一)20、門前町(一)6

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百九十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第四百二十号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成三十年八月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

深川湯本(一)(59)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百九十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成三十年八月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

上田中町(一)(14)、彦島角倉町(一)(1)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

豊北町栗野(二)(7)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下関市総務部防災危機管理課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

錦見(一)(13)、南岩国町(一)(41)、室の木町(一)(20)、門前町(一)(6)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
深川湯本(一)59
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び長門市建設部都市建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二九九十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、山口県立下関工科高等学校特別教室新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成三十年八月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 山口県立下関工科高等学校特別教室新築工事
- (一) 工事場所 下関市富任町四丁目五一二番地二
- (二) 工事の概要

構	造
鉄筋コンクリート造 地上四階建	延 べ 面 積
	二、四一六平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告

- 示(平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。)(二)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成三十年八月二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(建築一式工事の数値が八百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成三十年八月二十一日から同月二十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成三十年九月三日までに発送する。

四 その他

- この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―一三八三〇)にすること。

山口県告示第三百号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項の規定により、山口県立宇部総合支援学校普通教室新築工事（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成三十年八月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 山口県立宇部総合支援学校普通教室新築工事（第一工区）
- （一） 工事場所 宇部市黒石北五丁目及び大字東須恵地内
- （二） 工事の概要

木造 平屋建	構 造	延 べ 面 積
		一、六三三平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- （一） 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
 - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- （二） 共同企業体の代表者の平成三十年八月二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百五十以上であること。

（三） 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- （一） 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
- （二） 申請書等の提出方法
 - 1 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
 - 2 申請書等の提出場所
 - 山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号
 - 3 申請書等の提出期間及び時間
 - 平成三十年八月二十一日から同月二十四日までの午前九時から午後四時三十分まで
- （三） 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 - 1 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成三十年九月三日までに発送する。
- （四） その他
 - 1 この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―一三三〇）にすること。

山口県告示第三百一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項の規定により、山口県立宇部総合支援学校普通教室新築工事（第二工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成三十年八月三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 山口県立宇部総合支援学校普通教室新築工事（第二工区）
- (一) 工事場所 宇部市黒石北五丁目及び大字東須恵地内
- (二) 工事の概要

木造 平屋建	構 造	延 べ 面 積
		一、一九六平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
 - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の平成三十年八月二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百五十以上であること。
 - (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成三十年八月二十一日から同月二十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成三十年九月三日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三一三八三〇）にすること。



(一六六) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成三十年八月三日から同年十二月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年八月三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ドラッグコスモス沖今宿店

所在地 防府市沖今宿二丁目三五〇八の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 名 称 住 所 代表者の氏名
- 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
- 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
- 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
- 平成三十一年三月二十一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 一、五四二平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (一) 駐車場の収容台数
- 五三台
- (二) 駐輪場の収容台数
- 一〇台
- (三) 荷さばき施設の面積
- 二七平方メートル
- (四) 廃棄物等の保管施設の容量
- 九立方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 氏名又は名称 開店時刻 閉店時刻
- 株式会社コスモス薬品 午前九時 午後一〇時
- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 午前八時三十分から午後十時三十分まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数
- 二箇所
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 午前六時から午後十時まで
- 八 届出年月日
- 平成三十年七月二十日

(一六七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成三十年八月三日から同年十二月三日までの間、山口県商工労働部政課及び宇部市商工水産部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年八月三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名 称 フジグラン宇部
- 所在地 宇部市明神町三丁目一の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 名 称 住 所 代表者の氏名
- 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 池谷 幹男
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社多津屋	松田 祥吾	松田 照美

- 四 届出年月日
- 平成三十年七月十九日
- 五 変更年月日
- 平成二十六年四月十三日
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名 称 フジグラン宇部
- 所在地 宇部市明神町三丁目一の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 名 称 住 所 代表者の氏名
- 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 池谷 幹男
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社パレモ	石田 定三	吉田 馨
変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後

四 届出年月日
平成三十年七月十九日
五 変更年月日
平成二十七年二月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 フジグラン宇部

所在地 宇部市明神町三丁目の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 池谷 幹男

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	小林 俊明	西重 國隆
変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後

四 届出年月日
平成三十年七月十九日
五 変更年月日
平成二十七年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジグラン宇部

所在地 宇部市明神町三丁目の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 池谷 幹男

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社パレモ	パレモホールディングス株式会社
変更に係る事項	変更前	変更後

四 届出年月日
平成三十年七月十九日
五 変更年月日
平成二十八年八月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジグラン宇部

所在地 宇部市明神町三丁目の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 池谷 幹男

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	野水 優治	後藤 達也
変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後

四 届出年月日
平成三十年七月十九日
五 変更年月日
平成二十八年十一月二十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジグラン宇部

所在地 宇部市明神町三丁目の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 池谷 幹男
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前 株式会社織部	変 更 後
--------------------------------------	-----------------	-------

四 届出年月日
 平成三十年七月十九日
 五 変更年月日
 平成二十九年二月十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 フジグラン宇部
 所在地 宇部市明神町三丁目一の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 池谷 幹男
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前 株式会社ハニーズホールディングス	変 更 後 株式会社ハニーズホールディングス
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	株式会社ハニーズ ホールディングス	尾崎 豊
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	フジ・TSUTAYA・エン ターテインメント株式会 社	塩崎 圭三

四 届出年月日
 平成三十年七月十九日
 五 変更年月日
 平成二十九年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 フジグラン宇部
 所在地 宇部市明神町三丁目一の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 池谷 幹男
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前 株式会社ワールド	変 更 後 株式会社スタイルフォース
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	株式会社ワールド	株式会社スタイル フォース
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	〃	〃
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	〃	長元 明

四 届出年月日
 平成三十年七月十九日
 五 変更年月日
 平成二十九年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 フジグラン宇部
 所在地 宇部市明神町三丁目一の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 池谷 幹男
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	変 更 前	変 更 後
株式会社ソリッド 広島市安佐南区高取南二丁目二〇番二六号		
平野 一貴		

四 届出年月日

平成三十年七月十九日

五 変更年月日

平成二十九年八月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン宇部

所在地 宇部市明神町三丁目一の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 池谷 幹男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社大創産業

矢野 博文

矢野 靖二

四 届出年月日

平成三十年七月十九日

五 変更年月日

平成三十年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン宇部

所在地 宇部市明神町三丁目一の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 池谷 幹男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社バンダイナムコゲームス

株式会社ライトオン

藤原 政博

川崎 純平

四 届出年月日

平成三十年七月十九日

五 変更年月日

平成三十年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン宇部

所在地 宇部市明神町三丁目一の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 池谷 幹男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社フジ

尾崎 英雄

山口 普

四 届出年月日

平成三十年七月十九日

五 変更年月日

平成三十年五月十七日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フジ西宇部店
 所在地 宇部市西宇部南四丁目一三二の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 グンゼ開発株式会社 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号 古川 知己
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名	橋本 和宏	児玉 齊

- 四 届出年月日
 平成三十年七月十九日
- 五 変更年月日
 平成二十九年一月二十九日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フジ西宇部店
 所在地 宇部市西宇部南四丁目一三二の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 グンゼ開発株式会社 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号 古川 知己
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名	フジ・TSUTAYA・エンターテイメント株式会社	尾崎 豊
		塩崎 圭三

- 四 届出年月日
 平成三十年七月十九日

五 変更年月日
 平成二十九年三月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フジ西宇部店
 所在地 宇部市西宇部南四丁目一三二の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 グンゼ開発株式会社 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号 古川 知己
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名	溝口 克彦	古川 知己

- 四 届出年月日
 平成三十年七月十九日
- 五 変更年月日
 平成二十九年四月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フジ西宇部店
 所在地 宇部市西宇部南四丁目一三二の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 グンゼ開発株式会社 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号 古川 知己
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名	株式会社レイ薬局	—

- 四 届出年月日
 平成三十年七月十九日

五 変更年月日
平成三十年五月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジ西宇部店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
所在地 宇部市西宇部南四丁目一三二二の一

三 変更に係る事項の概要
グンゼ開発株式会社 住 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号 古川 知己 代表者の氏名

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ツルハグループド ラック&ファミリー西日本	株式会社ツルハグループド ラック&ファミリー西日本
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	広島市西区井口明神一丁目一 番一〇号	広島市西区井口明神一丁目一 番一〇号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	村上 正一	村上 正一

四 届出年月日
平成三十年七月十九日

五 変更年月日
平成三十年五月十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジ西宇部店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
所在地 宇部市西宇部南四丁目一三二二の一

三 変更に係る事項の概要
グンゼ開発株式会社 住 兵庫県尼崎市塚口本町四丁目八番一号 古川 知己 代表者の氏名

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ツルハグループド ラック&ファミリー西日本	株式会社ツルハグループド ラック&ファミリー西日本
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	広島市西区井口明神一丁目一 番一〇号	広島市西区井口明神一丁目一 番一〇号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	村上 正一	村上 正一

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社フジ

尾崎 英雄

山口 普

四 届出年月日
平成三十年七月十九日

五 変更年月日
平成三十年五月十七日

(一六八) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成三十年八月三日から同年十二月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済観光部商工水産課において公衆の縦覧に供します。
平成三十年八月三日
山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジ長門店

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
所在地 長門市仙崎三二二の二

三 変更に係る事項の概要
株式会社アステイ 住 広島市西区商工センター二丁目一五番一 田村 英樹 代表者の氏名
株式会社フジ 住 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 山口 普

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	岡藤 一朗	田村 英樹
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	矢野 博文	矢野 靖二
大規模小売店舗を	株式会社大創産業	株式会社大創産業

四 届出年月日
平成三十年七月十九日

平成三十年七月十九日

五 変更年月日
平成三十年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジ長門店
所在地 長門市仙崎三二二の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社アステイ 住 所 代表者の氏名
広島市西区商工センター二丁目一五番一 田村 英樹
株式会社フジ 住 所 代表者の氏名
愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 山口 普

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社タカキベーカーリー	沼田 二郎	坂本 和久

四 届出年月日
平成三十年七月十九日
変更年月日
平成三十年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジ長門店
所在地 長門市仙崎三二二の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社アステイ 住 所 代表者の氏名
広島市西区商工センター二丁目一五番一 田村 英樹
株式会社フジ 住 所 代表者の氏名
愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 山口 普

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
--------------------------------------	-----	-----

大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社フジ	尾崎 英雄	山口 普
---	--------	-------	------

四 届出年月日
平成三十年七月十九日
変更年月日
平成三十年五月十七日

(一六九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年三月二十日山口県公告(四八)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年八月三日から同年九月三日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。
平成三十年八月三日
山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称)下関秋根西町複合店舗
所在地 下関市秋根西町二丁目六の一

二 意見の概要
交通に係る事項及び街並みづくりについて配慮を求めます。

(一七〇) 契約の締結
次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。
平成三十年八月三日
山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地
会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

- 三 警察情報ネットワーク端末装置 三百六十台
契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 四 落札者を決定した日
平成三十年七月十三日
 - 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
西日本電信電話株式会社 大阪市中央区馬場町三番一五号
 - 六 落札金額
二千六百七十七万八千六百円
 - 七 入札公告日
平成三十年六月一日
 - 八 その他
- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 調達方法
購入
 - (三) 落札方式
最低価格

平成三十年八月三日
發行

發行
人所

山口
県知事
庁